

## 半田市生活困窮者家計改善支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき市が実施する生活困窮者家計改善支援事業(以下「事業」という。)について、法、生活困窮者自立支援法施行令(平成27年政令第40号)及び生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (支援対象者)

第2条 事業の支援対象者は、法第3条第1項に規定する生活困窮者のうち、市内に居住している者であって、家計に関する相談支援が必要と市長が認めるものとする。

### (支援の内容)

第3条 事業の支援内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 家計収支の均衡を図る等による出納管理及び家計を相談者自らが管理できるようにするための家計管理の支援
- (2) 家賃、税金、公共料金等の滞納の解消及び各種給付制度等の利用に向けた支援
- (3) 多重債務者相談窓口等との連携による債務整理の支援
- (4) 貸付のあっせん等の支援
- (5) その他家計収支の改善等のための必要な支援

### (実施手順)

第4条 事業は、次に掲げる手順により行うものとする。

- (1) 支援対象者の生活状況の把握
- (2) 家計に関する支援計画(以下「家計再生プラン」という。)の作成
- (3) 家計再生プランに基づく取組の進捗状況の把握
- (4) 必要に応じて家計再生プランを見直し

### (支援の期間)

第5条 支援の期間は、原則として1年間とする。ただし、相談者の状況により延長することができる。

### (職員の配置)

第6条 事業の実施にあたり、家計改善支援員(以下「支援員」という。)を配置するものとする。

2 支援員は、原則として、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。

(委託)

第7条 市長は、社会福祉法人等の市長が適当と認める団体に対し、事業の全部又は一部を委託することができる。

(個人情報の保護)

第8条 支援員は、事業の実施にあたり、関係機関と個人情報を共有する場合は、本人の同意を得たうえで行わなければならない。この場合において、支援員は、その者の個人情報の保護が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。